

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成16年12月24日(2004.12.24)

【公開番号】特開2003-233763(P2003-233763A)
 【公開日】平成15年8月22日(2003.8.22)
 【出願番号】特願2002-31083(P2002-31083)
 【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 17/60
 B 4 2 D 15/10
 G 0 7 D 9/00
 G 0 7 G 1/12
 G 0 7 G 1/14
 H 0 4 Q 7/38

【F I】

G 0 6 F	17/60	4 1 4
G 0 6 F	17/60	2 4 2
G 0 6 F	17/60	5 0 6
G 0 6 F	17/60	5 1 2
B 4 2 D	15/10	5 0 1 L
G 0 7 D	9/00	4 3 6 Z
G 0 7 D	9/00	4 5 1 B
G 0 7 G	1/12	3 2 1 P
G 0 7 G	1/14	
H 0 4 B	7/26	1 0 9 M

【手続補正書】

【提出日】平成16年1月23日(2004.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カード、カード読み取り装置、カードセンタ、携帯端末からなるカード利用システムにおいて、

カードで商品購入やキャッシングを行う場合、前記カードセンタに前記カード利用者（以下ユーザという）が前記カード利用毎に前記カード読取装置で読み取ったカード利用情報を事前に登録していた該携帯端末に送信する手段と、

前記携帯端末に前記カード利用情報の送信を前記カードと対応させて前記カードセンタに登録する手段と、

前記カード利用情報を表示する手段とを含み、

前記携帯端末が前記カード利用情報を受信した際、前記カード利用情報を前記携帯端末へ表示するとともに、前記カードセンタにパスワードを含む前記表示内容の確認情報を返信し、前記カードセンタで前記確認情報を認証情報として使用し、

更に、前記確認情報に前記携帯端末の位置情報を含め、前記カード読み取り装置の位置情報との照合を行い、その照合結果を前記確認情報として用いる

ことを特徴とするカード利用システム。

【請求項2】

前記携帯端末へのカード利用情報の送信手段として前記携帯端末へのインターネットメールを用いることを特徴とする請求項1に記載のカード利用システム。

【請求項3】

前記カード利用情報に記載された商品情報と前記携帯端末へのインターネットメールのメールアドレスを収集し、該商品に関連した商品広告のインターネットメールによる配信先情報として用いることを特徴とする請求項1に記載のカード利用システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

請求項1に記載の発明は、クレジットカードやキャッシュカード等カードで商品購入を行う場合、カードセンタからカードを利用する毎にそのカード利用情報をユーザの携帯端末に送信し、携帯端末の表示部にその送信されたカード利用情報を表示する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そして、携帯端末がカード利用情報を受信した際、カード利用情報を携帯端末へ表示するとともに、カードセンタにパスワードを含む表示内容の確認情報を返信し、カードセンタで確認情報を認証情報として使用する。更に、携帯端末にGPS受信機等の位置情報検出機能を持たせ、携帯端末から送信する確認情報にその携帯端末の位置情報を含めて送信し、クレジットカードやキャッシュカード等を管理するカードセンタでカード読み取り装置の位置情報と携帯端末の位置情報との照合を行い、照合結果が不良な場合、カードの利用が不当なものとして判断する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

これにより、ユーザが商品を購入するたびに、またはキャッシングの毎にカード利用情報を確認できるようになっているので、カードを紛失した場合でも、他人がそのカードを不正使用することができず、安全で確実なカード利用システムを実現できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項2に記載の発明は、インターネットメール機能を有する携帯端末を使用し、携帯端末のインターネットメールのメールアドレスとカードIDを対応させて事前にクレジットカードやキャッシュカード等カードセンタに登録しておき、カードセンタから、事前に登録していたインターネットメールアドレスに発信することを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 9

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 0 9 】

請求項 3 に記載の発明は、カード利用情報に記載された商品情報と携帯端末へのインターネットメールのメールアドレスを収集し、該商品に関連した商品広告のインターネットメールによる配信先情報として用いることを特徴とする。